

「レンタカーを活用した県内周遊促進事業運営業務」に係る質問書に対する回答

No.	該当する業務	質問	回答
1	①特典の企画、提供スキームの構築と運営事務局業務	仕様書に「特典の企画に当たっては、インバウンドが円滑に利用できる内容及び提供方法となるよう配慮すること。」と記載がありますが、インバウンド旅行者への提供は必須でしょうか？	インバウンドへの特典提供は必須となります。一方で、インバウンドによる実際の利用件数を保証するものではなく、国内旅行者・インバウンドの双方が円滑に利用できる特典内容及び提供方法を提案してください。
2	①特典の企画、提供スキームの構築と運営事務局業務	レンタカー以外にカーシェアも対象になるか否かご教示いただけますと幸いです。	カーシェアも対象となります。ただし、レンタカーも含めて、貨物自動車及び法人契約等のビジネス利用は対象外です。
3	①特典の企画、提供スキームの構築と運営事務局業務	特典付与開始日及び申請受付開始日の想定時期をご教示ください。	特典付与開始日及び申請受付開始日について、現時点で県が具体的な日付を指定するものではありません。仕様書において10月から12月を重点実施期間としていることを踏まえ、提案上は、10月頃の特典付与開始を基本的な想定として差し支えありません。なお、申請受付については、旅行前の事前アンケートや申請者への観光情報の提供等を想定していることから、特典付与開始に先立って事前受付を行う想定です。具体的な開始日、事前受付の時期、受付開始から特典付与開始までの運用方法については、契約締結後の準備状況、広報開始時期、受付体制及び特典提供スキームを踏まえ、県と受託者が協議の上決定します。
4	①特典の企画、提供スキームの構築と運営事務局業務	10月～12月の重点実施期間以前または以後の特典付与やプロモーション実施は可能でしょうか。	可能です。ただし、10月から12月の重点実施期間において、プロモーション及び特典付与を重点的に実施する必要があります。その上で、重点実施期間前における事前告知、広報、申請受付準備、ランディングページ公開等の取組は提案可能です。また、重点実施期間後の特典付与やプロモーションについても、委託期間、特典原資、申請受付状況、効果検証及び業務完了報告に支障がない範囲で提案可能です。
5	①特典の企画、提供スキームの構築と運営事務局業務	利用対象期間及び申請受付終了時期について県の想定があればご教示ください。	利用対象期間及び申請受付終了時期について、現時点で県が具体的な日付を指定するものではありません。ただし、10月から12月の重点実施期間における利用促進を中心に、委託期間中に特典付与、実績確認、効果検証及び業務完了報告が完了できるスケジュールを提案してください。なお、インバウンドが円滑に制度を理解し利用できるよう、言語選定、翻訳品質、問い合わせ対応方法に配慮してください。
6	①特典の企画、提供スキームの構築と運営事務局業務	周遊促進を目的とした追加特典や抽選特典の設定は可能でしょうか。	本事業の目的に合致し、県内周遊促進及び宿泊需要創出に効果が期待できるものであれば、追加特典や抽選特典を提案することは可能です。ただし、仕様書に記載した特典（以下、基本特典）については、3,000万円以上としてください。
7	①特典の企画、提供スキームの構築と運営事務局業務	特典付与原資3,000万円において、基本特典以外のインセンティブを設定する場合も当該原資に含まれる認識でよろしいでしょうか。	含まれません。基本特典について、3,000万円以上としてください。なお、受託者又は連携先の負担により実施する独自特典がある場合は、その内容と費用負担を明示してください。
8	①特典の企画、提供スキームの構築と運営事務局業務	多言語対応について、県が想定する対応言語があればご教示ください。	現時点で県が必須言語を指定するものではありません。提案者において、本事業のターゲット設定、想定する誘客市場、利用者導線等を踏まえ、必要対応言語を提案してください。なお、インバウンドが円滑に制度を理解し利用できるよう、言語選定、翻訳品質、問い合わせ対応方法に配慮してください。
9	①特典の企画、提供スキームの構築と運営事務局業務	日本国内の電話番号を保有しない外国人旅行者も対象として差し支えないでしょうか。	差し支えありません。要件を満たす旅行者であれば、日本国内の電話番号の有無のみをもって対象外とすることは想定していません。ただし、申請内容の確認、本人確認、特典付与、問い合わせ対応等に必要連絡手段を確保できる申請受付方法を提案してください。
10	①特典の企画、提供スキームの構築と運営事務局業務	想定件数1万台および特典付与原資30,000千円について、以下2点をそれぞれご教示ください。 (A) 想定件数到達時点で原資残存の場合、受付継続か停止か (B) 原資上限到達時点での受付停止・終了の取扱い	(A)について、想定件数1万台は、特典付与原資30,000千円の場合の目安であり、必ずしも受付上限数を示すものではありません。 (B)について、特典付与原資の上限に到達した場合又は到達が見込まれる場合は、原則として新規受付を停止又は終了することを想定しています。提案に当たっては、原資管理、受付停止の周知方法、申請途中案件、キャンセル時の取扱いを具体的に示してください。
11	①特典の企画、提供スキームの構築と運営事務局業務	仕様書5(2)の「5,000円相当の特典」について、現金以外による付与も可との認識でよいでしょうか。 (例：国内銀行口座や特定アプリを前提としない方法であること、換金性の有無、県内利用限定の要否等)	現金以外による特典付与を提案することは可能です。特典形態について、現時点で県が特定の方式を指定するものではありませんが、国内銀行口座や特定アプリの保有を一律の前提としないなど、インバウンド、県外在住者も含めて円滑に利用できること。旅行後に付与されても本事業の訴求力があり、宿泊需要創出に効果的な特典を検討してください。
12	①特典の企画、提供スキームの構築と運営事務局業務	仕様書6(1)③の窓口対応について、県が必須とする最低要件をお示しください。 (言語、対応時間帯、必須チャネル指定有無) あわせて、FAQ・多言語ヘルプフォーム等を中心とした窓口構成でも要件を満たすとの理解で相違ないでしょうか。	現時点で県が窓口の対応時間、必須チャネル、必須言語を一律に指定するものではありません。借受人等からの問い合わせ、相談等に円滑かつ適切に対応できる体制を提案してください。FAQ、多言語ヘルプフォーム、メール対応を中心とした窓口構成も提案可能です。ただし、申請不備、特典付与、緊急性のある問い合わせ、インバウンド対応、県へのエスカレーション対応等を旨、実効性のある対応体制を示してください。
13	①特典の企画、提供スキームの構築と運営事務局業務	特典付与要件確認における県が求める証憑類、および審査の段階をご教示ください。 (証憑例：資金契約書・宿泊証明・領収書) (審査段階：受託者で審査完了か、県の最終確認をもって審査完了か)	証憑類は、提案される特典提供スキームを踏まえ、県と協議の上決定します。現時点で想定される証憑としては、レンタカー賃貸契約書又は領収書、借受期間・借受人・利用料金・利用車種が確認できる書類、県内宿泊施設への宿泊を確認できる領収書又は宿泊証明書等です。審査は、原則として受託者において実施することを想定しています。県は必要に応じて確認を行う場合がありますが、全件について県の個別承認を前提とするものではありません。具体的な審査フローは、提案内容を踏まえ、県と協議の上決定します。
14	②プロモーション、キャンペーン業務	インバウンドターゲット設定を提案者が行ううえで、本事業にかかわらず県が重点を置く市場・地域、または参照可能な誘客方針・統計資料があれば、整合性確保のためご教示ください。	本事業において、県がインバウンドの対象市場を一律に指定するものではありません。提案者において、訪日動向、仙台空港等の交通アクセス、レンタカー利用可能性、宿泊・周遊需要、消費単価、情報接触チャネル等を踏まえ、効果的な市場・地域を設定してください。参照資料としては、県が公表している観光統計概要、観光客実態調査、みやぎ観光戦略プラン関連資料等を活用してください。
15	②プロモーション、キャンペーン業務	仕様書6(2)③のプロモーション、キャンペーン業務について各連携先とは、具体的にどのような連携を想定しておりますでしょうか。 市町村・観光協会、道の駅等が実施する既存キャンペーンにおける本事業の周知や、ランディングページへの掲載、パナー掲載、相互リンク等の情報発信を想定されているのか、それとも共同キャンペーンの実施までを想定されているのか、イメージをご教示いただけますと幸いです。	市町村、観光協会、道の駅等との連携については、本事業の周知、ランディングページへの誘導、パナー掲載、相互リンク、既存キャンペーンとの情報連携、ドライブルートや周辺コンテンツの紹介等を想定しています。共同キャンペーンの実施までを一律に必須とするものではありませんが、本事業の効果向上に資する具体的な連携策として提案することは可能です。連携先との調整方法、役割分担、費用負担、実現可能性を明確に示してください。
16	②プロモーション、キャンペーン業務	仕様書6(2)⑦のディスプレイーションキャンペーンについて本事業における特典付与の開始時期は、重点実施期間を踏まえ、10月開始という認識で問題ないでしょうか。	仕様書において10月から12月を重点実施期間としていることから、提案上は、10月頃の特典付与開始を基本的な想定として差し支えありません。ただし、県として現時点で具体的な開始日を指定するものではなく、正式な特典付与開始日は、契約締結後の準備状況、広報開始時期、申請受付体制、特典提供スキーム等を踏まえ、県と受託者が協議の上決定します。
17	②プロモーション、キャンペーン業務	重点誘客市場（国内・海外）があればご教示ください。	本事業において、県が特定の国内・海外市場を一律に指定するものではありません。提案者において、統計資料、観光動向、交通手段、宿泊需要、周遊可能性等を踏まえ、最も効果が見込まれるターゲットを設定してください。県全体の観光施策の方向性や公表資料との整合性を踏まえた提案を期待します。
18	②プロモーション、キャンペーン業務	委託期間中に連携予定の観光施策やキャンペーンがあればご教示ください。	現時点で、本事業において連携を必須とする個別施策やキャンペーンを指定するものではありません。県が委託期間中に別途実施する施策がある場合は、必要に応じて情報提供します。提案に当たっては、市町村、観光協会、道の駅、観光関連団体等が実施する既存施策との連携可能性を踏まえ、効果的な連携方法を提案してください。

19	(3)効果検証業務	アンケートの企画はインバウンドも対象としておりますでしょうか。	対象となります。
20	(3)効果検証業務	アンケート企画をインバウンドも対象とした場合ですが、アンケート項目は国内からの利用者と異なる項目とすることも可能でしょうか。	可能です。ただし、本事業全体の効果検証に必要な共通項目については、国内旅行者とインバウンドの比較・分析ができるよう設計してください。
21	(3)効果検証業務	宮城県が保有するレンタカー利用実績、宿泊統計、観光統計等の既存データの提供は可能でしょうか。	県が公表している観光統計概要、観光客実態調査、宿泊統計等の公開資料については、各自で参照してください。公表資料以外のデータ提供については、現時点で提供を前提とするものではありません。契約締結後、業務遂行上必要であり、県が提供可能と判断したものについては、必要に応じて協議します。
22	(3)効果検証業務	自動車観光のブランド形成について県が課題認識している事項があればご教示ください。	県としては、鉄道やバスの運行本数が少ない圏域における二次交通の確保、県内各地への周遊促進、宿泊需要の創出、自動車ならではの観光価値の発信、インバウンドを含む旅行者への運転ルール・マナー周知等が課題であると認識しています。提案に当たっては、これらの課題を踏まえ、本県における自動車観光の価値をどのように訴求し、ブランド化するかを具体的に示してください。
23	その他	応募資格に「宮城県内に事業所を有する法人」と記載がありますが、本社は県外で支店が宮城県にある場合は応募可能な認識で合っていますでしょうか？	本事業における「事業所」とは、本業務を円滑かつ継続的に遂行できるよう、専任の担当者を配置した物理的実態を有する拠点を指します。専用の執務スペースが確保され、業務遂行に必要な連絡手段等が整備されており、受託者によって実際に業務が行われる実態がある場合は、要件を満たすものと判断します。
24	その他	応募者（代表者）進行管理、それ以外の業務は再委託先に委託を想定していますが大丈夫でしょうか？	受注者による第三者への再委託は、原則として禁止しています。業務の一部について、やむを得ず再委託を行う場合であっても、事前に再委託の理由、業務範囲、再委託先、管理体制等を整理した上で、発注者の承諾を得る必要があります。本事業は、宿泊施設、レンタカー事業者、観光関連事業者等の多様な関係者との連携・調整を図りながら、特典の企画、提供スキームの構築、プロモーションの実施、効果検証までを一体的かつ的確に実施する必要があります。そのため、本事業は、観光誘客や周遊促進に関する専門的知見に加え、高い企画力・調整力を有する者に委託することを想定しています。したがって、受注者が進行管理のみを行い、その他の主要な業務を第三者に再委託することは、本事業の趣旨及び契約上の再委託制限に照らし、認められないものと考えます。
25	その他	お客様情報の管理・申請受付を行う事務局運営において、プライバシーマーク取得事業者である必要があるかどうかご教示いただけますと幸いです。	プライバシーマークの取得は必須要件ではありません。ただし、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、仕様書及び契約書等に定める個人情報取扱条件を遵守し、適切な情報管理体制、漏えい防止措置、再委託先管理体制を整備してください。